

全経 法人税法能力検定試験 公式テキスト1級【第4版】

法改正に伴う改訂表 (2025 年 6 月 14 日 第 4 版第 1 刷)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

令和 8 年 4 月に改正が行われたことにより、以下の箇所につき改訂いたします。

お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

なお、弊社HP 【「ネットスクール」 検索→ 「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願いいたします。

2026. 9. 19

ページ	訂正箇所	改訂前	改訂後	備 考
195	上から 5 ～ 9 行目	基本算式 ① 増減試験研究費割合が12%超 $11.5\% + (\text{その割合} - 12\%) \times 0.375$ (最高14%) ② 増減試験研究費割合が12%以下 $11.5\% - (12\% - \text{その割合}) \times 0.25$ (最低 1 %)	① 増減試験研究費割合が12%超の場合 (④の場合を除く。) $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ (小数点以下 3 位未満切捨、最高14%) ② 増減試験研究費割合が 0 % 以上かつ12%以下である場合 (④の場合を除く。) $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$ (最低 1 %) ③ 増減試験研究費割合が 0 に満たない場合 (④の場合を除く。) $8.5\% - (0\% - \text{増減試験研究費割合}) \times \frac{8.5}{30}$ (小数点以下 3 位未満切捨、0 に満たないときは 0) ④ 設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が 0 である場合 8.5%	2026. 9. 19
198	上から 1 ～ 2 行目	④ ≤ 12% ∴ $11.5\% - (12\% - \frac{③}{②}) \times 0.25 = 0.0842\cdots$ (小数点以下 3 位未満切捨、最低 1 %) → 0.084	④がマイナス ∴ $8.5\% + \frac{③}{②} \times \frac{8.5}{30} = 0.0841\cdots$ (小数点以下 3 位未満切捨、最低 0 %) → 0.084	2026. 9. 19
218	1. 適用要件	〈中小企業者等以外の場合〉従業員数2,000人以下の中堅企業の場合 適用要件 $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$	〈特定法人の場合〉従業員数2,000人以下の中堅企業の場合 適用要件 $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$	2026. 9. 19
219	(注 1)	全部	削除	2026. 9. 19

219	基本算式	① 税額控除限度額 控除対象雇用者給与等支給増加額×15%※1※2 ② 税額基準額 当期の法人税額×20% ③ 特別控除額 ①と②のいずれか少ない方→給与等増加の特別控除 (別表一・法人税額の下控除) ※1 次の場合には、上記割合に15%加算 $\frac{\text{雇用者給与等支給額}-\text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$ ※2 次の場合には、上記割合に10%加算 $\frac{\text{損金算入教育訓練費の額}-\text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 5\% \quad \text{かつ}$ $\frac{\text{損金算入教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geq 0.05\%$	① 税額控除限度額 控除対象雇用者給与等支給増加額×15%※1 ② 税額基準額 当期の法人税額×20% ③ 特別控除額 ①と②のいずれか少ない方→給与等増加の特別控除 (別表一・法人税額の下控除) ※1 次の場合には、上記割合に15%加算 $\frac{\text{雇用者給与等支給額}-\text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$	2026. 9. 19
220	(注2)	全部	削除	2026. 9. 19
220	基本算式	① 税額控除限度額 控除対象雇用者給与等支給増加額×10%※1※2 ② 税額基準額 当期の法人税額×20% ③ 特別控除額 ①と②のいずれか少ない方→給与等増加の特別控除 (別表一・法人税額の下控除) ※1 次の場合には、上記割合に15%加算 $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額}-\text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$ ※2 次の場合には、上記割合に5%加算 $\frac{\text{損金算入教育訓練費の額}-\text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\% \quad \text{かつ}$ $\frac{\text{損金算入教育訓練費の額}}{\text{雇用者給与等支給額}} \geq 0.05\%$	① 税額控除限度額 控除対象雇用者給与等支給増加額×10%※1 ② 税額基準額 当期の調整前法人税額×20% ③ 特別控除額 ①と②のいずれか少ない方→給与等増加の特別控除 (別表一・法人税額の下控除) ※1 次の区分に応じ、上記割合にそれぞれの割合を加算 $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額}-\text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 5\% \quad \therefore 5\%$ $\geq 6\% \quad \therefore 6\%$ $\geq 15\% \quad \therefore 15\%$	2026. 9. 19

221	解答(2)①	(2) 特別控除額 ① 税額控除限度額 $(455,400,000 - 402,500,000) \times 40\%^{\ast 1、2} = 21,160,000\text{円}$ ※ 1 $13.1\cdots\% \geq 2.5\%$ ※ 2 $\frac{5,000,000 - 4,000,000}{4,000,000} = 25\% \geq 5\%$ かつ $\frac{5,000,000}{455,400,000} = 1.09\cdots\% \geq 0.05\%$ ∴ 40%	(2) 特別控除額 ① 税額控除限度額 $(455,400,000 - 402,500,000) \times 30\%^{\ast 1} = 15,870,000\text{円}$ ※ 1 $13.1\cdots\% \geq 2.5\%$ ∴ 30%	2026. 9. 19
222	解答	(1) 判 定 $\frac{455,400,000 - 402,500,000}{402,500,000} = 13.1\cdots\% \geq 3\%$ ∴ 適用あり (2) 特別控除額 ① 税額控除限度額 $(455,400,000 - 402,500,000) \times 25\%^{\ast} = 13,225,000\text{円}$ ※ $13.1\cdots\% \geq 4\%$ ∴ 25% ② 税額基準額 $74,240,000 \times 20\% = 14,848,000\text{円}$ ③ 特別控除額 ① < ② ∴ 13,225,000円	(1) 判 定 $\frac{455,400,000 - 402,500,000}{402,500,000} = 13.1\cdots\% \geq 4\%$ ∴ 適用あり (2) 特別控除額 ① 税額控除限度額 $(455,400,000 - 402,500,000) \times 25\%^{\ast} = 13,225,000\text{円}$ ※ $13.1\cdots\% \geq 6\%$ ∴ 25% ② 税額基準額 $74,240,000 \times 20\% = 14,848,000\text{円}$ ③ 特別控除額 ① < ② ∴ 13,225,000円	2026. 9. 19